

○ 建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱

制定 平成16年3月15日告示 15

改正 平成25年12月16日告示 182

建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱を次のとおり定める。

建設工事の入札に係る工事費内訳書提出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の入札に係る工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出及び提出された工事費内訳書の取扱に関して必要な事項を定める。

(提出対象工事の通知)

第2条 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨は、指名競争入札にあつては指名通知書に、一般競争入札にあつては入札公告に記載する。

(工事費内訳書の提出)

第3条 工事費内訳書は、第1回目の入札の際、入札執行職員の指示により提出しなければならない。ただし、電子入札システムを利用して執行する案件については、指名通知書又は入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(工事費内訳書の様式)

第4条 土木工事に関する工事費内訳書は第1号様式とし、建築（営繕）工事に関する工事費内訳書は第2号様式とする。

(入札の無効)

第5条 工事費内訳書が提出されない入札又は提出された工事費内訳書に著しい不備がある入札は、無効とする。

(提出された工事費内訳書の取扱)

第6条 入札後、明らかに談合があると疑う事実があつたときは、工事費内訳書の写しを公正取引委員会へ送付する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月16日 告示98）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年12月16日 告示182）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。